

第28回総会議事録

<開催日> 令和4年11月8日(火曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎(会議室A1・A2)

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第274号～報告第296号

農地法第3条の3届出

7件

農地法第4条届出

2件

農地法第5条届出

14件

日程第3 報告第297号～報告第307号 農地の転用事実等に関する照会

11件

日程第4 報告第308号 木更津市農業振興推進委員会委員の推薦について

1件

日程第5 議案第124号～議案第130号 農地法第3条許可申請

7件

日程第6 議案第131号

農地法第4条許可申請

1件

日程第7 議案第132号～議案第137号 農地法第5条許可申請

6件

日程第8 議案第138号

木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和4年度第8次計画分)

1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕		

以上 17人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	石井 彰一	係長	加藤 進哉	主査	吉野 慶太
主任主事	杉沢 謙太郎				

<午後3時00分開会>

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第28回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席1番山口登志雄委員と議席10番地
曳功一委員を指名いたします。

書記には事務局職員、吉野主査を任命いたします。

次に、日程第2 報告第274号から報告第296号、3ページから8ページの農地法第3条の3
の届出7件、農地法第4条の届出2件、農地法第5条の届出14件についての報告でございま
す。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので
報告いたします。

次に、日程第3 報告第297号から報告第307号、9ページから10ページの農地の転用事
実等に関する照会11件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果
等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第308号、11ページの木更津市農業振興推進委員会委員の推薦
について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第308号、木更津市農業振興推進委員会委員の推薦について、ご報告いたします。

平成25年3月に策定された木更津市農業振興総合計画について、令和4年度から令和5年
度までにおいて次期農業振興計画が策定されることとなりました。

この計画の策定・推進のため、木更津市農業振興推進委員会が組織されることに伴い、木
更津市長から同委員会設置要綱に基づき、農業委員会から農業委員及び農地利用最適化推
進委員の推薦を求められたものであります。

このため、農業委員から高橋委員を農地利用最適化推進委員から山田委員を推薦しまし
たのでご報告いたします。

任期につきましては、議案書に記載のとおり令和4年12月1日から令和6年11月30日ま
での2年間となっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第5 議案第124号から議案第130号、12ページから13ページの農地法第3条
の許可申請7案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第124号から議案第130号、農地法第3条許可申請7案件について、ご説明いたしま
す。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該
当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の
面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率
化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお
願います。

事務局

初めに、議案第124号ですが、申請箇所は、3条位置図1の高柳地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営を縮小する譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第125号ですが、申請箇所は、3条位置図2の高柳地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第126号ですが、申請箇所は、3条位置図3の久津間地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、耕作ができない譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第127号ですが、申請箇所は、3条位置図4の下望陀地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第128号ですが、申請箇所は、3条位置図5の下望陀地先の農地になります。
農業経営の縮小を希望する譲渡人からの要望で、譲受人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

続いて、議案第129号ですが、申請箇所は、3条位置図6の笹子地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第130号ですが、申請箇所は、3条位置図7の田川地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営を縮小する譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第124号及び議案第125号については、私から説明いたします。

安藤委員

初めに、議案第124号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約365日で、24,077平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。
農業機械はトラクター・粃摺り機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田であり、水稻を作付けするとのことです。周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われまます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、議案第125号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約180日で、9,146平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。
農業機械はトラクター・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田であり、水稻を作付けするとのことです。周辺の地域への支障を及ぼす恐れは

安藤委員	<p>無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第126号について、地曳昭裕委員お願ひします。</p>
地曳昭裕委員	<p>議案第126号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、22,449平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。</p> <p>農業機械はショベル・フォークリフト・ユンボ等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は田であり、水稻を作付けすることです。周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第127号及び議案第128号について、杉山委員お願ひします。</p>
杉山委員	<p>初めに、議案第127号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、17,093平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。</p> <p>農業機械は田植え機・耕うん機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は田であり、水稻を作付けすることです。また、譲受人は申請地に近接する田を耕作しており、一体として耕作することです。周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
	<p>続いて、議案第128号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、相手方の要望・利便性のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約180日で、16,842平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。</p> <p>農業機械はトラクター・耕うん機・脱穀機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は田・畑となっており、田については水稻、畑については野菜を作付けする予定のことです。また、譲受人は申請地に近接する田を所有しており、一体として耕作することです。周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第129号について、庄司委員お願ひします。</p>
庄司委員	<p>議案第129号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p>

庄司委員

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約270日、25,844平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑であり、ブロッコリーを作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

続いて、議案第130号について、山口登志雄委員お願ひします。

山口登志雄委員

議案第130号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、利便性の良さ、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、12,625平方メートルの農地を1人で耕作しています。

農業機械は田植え機・耕うん機・耒摺り機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田であり、水稻を作付けすることとです。また、譲受人は申請地の近隣の田を所有しており、一体として耕作することと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願ひします。

ご意見等も無いようですので、議案第124号から議案第130号の7案件について、一括で採決したいと思います。ご異議ございませぬか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第124号から議案第130号、農地法第3条の許可申請7案件について、許可に賛成の方は挙手願ひします。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第124号から議案第130号は、許可と決定いたします。

次に、日程第6 議案第131号、14ページの農地法第4条の許可申請について、議題に供します。

なお、議案第131号は、次の日程第7 議案第132号、15ページの農地法第5条許可申請と関連案件であるため、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第131号、農地法第4条許可申請及び議案第132号、農地法第5条許可申請について、関連案件になりますので、合わせてご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の瓜倉地先の農地になります。

初めに、14ページの議案第131号、農地法第4条許可申請について、ご説明いたします。

本申請は、議案第132号の農地転用許可により計画をしている建売分譲住宅に関連して、開発区域と隣接する当該地の土地の高さが一緒である為、水たまりができないように、敷地の一部に盛土をするための申請になります。

続いて、15ページの議案第132号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、南側に農地が広がり、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。この第1種農地では、原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の篠田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

篠田委員

議案第131号及び議案132号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。なお、事務局からの説明にもあったとおり同一事業のため一括して、ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は各宅地の集水桝で集水し、それぞれ北東、南西側の側溝を経て南東側の大排水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理した後、計画道路側溝に放流するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願

いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願

議長

ご意見等も無いようですので、議案第131号及び議案第132号の2案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第131号、農地法第4条許可申請及び議案第132号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第131号及び議案第132号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第133号から議案第137号、15ページから16ページの農地法第5条の許可申請5案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第133号から議案第137号、農地法第5条許可申請の5案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第133号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の中里地先の農地になります。

申請目的は、障がい者支援施設として利用する寄宿舍で、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関との契約証書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発関係の都市政策課との事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われま。

次に、議案第134号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の中里地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、南側に農地が広がり、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの借入金及び自己資金で賄う計画であり、それぞれ金融機関の融資証明書、残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支

事務局

障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年7月中に完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発関係の都市政策課との事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われま。

次に、議案第135号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の高柳地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、他法令の状況ですが、売電に関する契約書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま。

次に、議案第136号及び議案第137号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の吾妻地先の農地になります。

こちらの案件ですが、1つの土地を同一事業者が分けて申請をしておりますが、これは開発関係の申請が関係する寄宿舍部分と、開発関係の申請がいない駐車場及び資材置場部分を分けているものです。両方とも、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたしますが、事業としては同一であるため一括して、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費・整地費等の費用は合わせて約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、寄宿舍部分に係る都市政策課との開発事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われま。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第133号及び議案第134号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員

初めに、議案第133号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地内浸透、汚水は合併浄化槽を設置し処理後に南側排水路へ排水するため問題は生じないと思われま。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われま。

地曳昭裕委員

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、農地側から建物を離して建設する計画であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、議案第134号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、水路側にブロック土留めを設置する計画のため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地内自然浸透、汚水は合併浄化槽で処理後南側水路へ放流するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第135号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第135号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、宅地に隣接しており、農地について分断する恐れはないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第136号及び議案第137号について、山口進委員申し上げます。

山口進委員

議案第136号及び議案第137号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。事務局からの説明にもあったとおり別議案になっていますが、同じ事業計画に基づくものであるため一括して、ご説明いたします。

山口進委員

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は新設する浄化槽で処理した後に、雨水と共に南側排水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、南側は遊休農地であり、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願ひ

ご意見等も無いようですので、議案第133号から議案第137号の5案件について、一括で採決したいと思ひますが、ご異議はございませ

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたしま

議案第133号から議案第137号、農地法第5条の許可申請5案件について、許可に賛成の方は挙手願ひ

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第133号から議案第137号は、許可相当として知事に意見書を送付いたしま

次に、日程第8 議案第138号、17ページから23ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第8次計画分を議題に供しま

事務局の説明を求め

事務局

議案第138号、木更津市農用地利用集積、令和4年度第8次計画の決定について、ご説明いたしま

本案件は、令和4年10月26日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたしま

今回の計画は、計画1から計画14となっております。

利用目的は、計画1から計画14の全てが水稻を作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は計画1から計画14全てが賃借権の設定となっております。

利用権設定期間は、計画1が2年、計画2から計画11が5年、計画13が6年、計画12及び計画14が10年となっております。

計画合計数は、43筆41,449平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わ

議長 続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、計画1番及び計画2番並びに計画4番から計画11番について、篠田委員お願いします。

篠田委員 初めに、計画番号1番及び計画番号2番について、利用権の設定を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を更新して借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、計画番号4番から計画番号11番について、利用権の設定を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続いて、計画3番について、山口登志雄委員お願いします。

山口登志雄委員 私からは、計画番号3番について、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を更新して借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続いて、計画12番から計画14番について、清水委員お願いします。

清水委員 私からは、計画番号12番から計画番号14番について、利用権の設定を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いいたします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。
議案第138号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第8次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第138号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものいたします。

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第28回総会を閉会といたします。
終了時間は、午後3時41分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年11月8日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

山 口 登 志 雄

地 曳 功 一